

税の申告は 自分で書いてお早めに

2月16日～3月15日



平成15年分所得税の確定申告および平成16年度町県民税の申告相談が始まります。

例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。

なお、住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告書は2月16日(月)以前でも提出することができます。

町では、昨年から「自書申告」を推進していますので、ご協力ください。

所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日(印は相談日)

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

日	曜日	税務署員		税務課職員		日	曜日	税務署員		税務課職員	
		役	場	松枝公民館	総合会館			役	場		
16	月					1	月	所得税			
17	火					2	火	所得税			
18	水					3	水	所得税			
19	木					4	木				
20	金					5	金				
23	月					8	月				
24	火					9	火				
25	水					10	水				
26	木					11	木				
27	金	所得税	資産税			12	金				
						15	月				

今年、役場住民課前ロビーでの申告受付は2月25日(水)からです。24日以前は役場税務課窓口では申告受付を行いませんのでご注意ください。

2月3日(火)・4日(水) 中央公民館で住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告の受付も行います。

【開設時間】午前9時30分～午後3時30分

税務署では、2月22日(日)・29日(日)の2日間に限り、「ハートフルスクエア-G・2階大研修室(JR岐阜駅東)」に確定申告会場を設け、確定申告の相談、申告書の受付を行います。

【開設時間】午前9時30分～午後5時(昼休みを除く)

また、2月22日(日)・29日(日)は町県民税の申告受付に限り役場で行います。

【開設時間】午前9時30分～午後5時(昼休みを除く)

税務署による出張申告受付を2月27日(金)・3月1日(月)～3日(水)に役場第1会議室(2階)で行います。

【開設時間】午前9時30分～午後4時(昼休みを除く)

税務署による贈与税、土地や株式などの譲渡所得の出張申告受付(相談)は、2月4日(水)に中央公民館、2月27日(金)に役場第1会議室(2階)で行います。

【開設時間】午前9時30分～午後4時(昼休みを除く)